（案）大型クラゲ洋上駆除請負契約書（ひな形）

令和●年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業に係る大型クラゲ駆除事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、《事業実施機関を記載》●●漁業協同組合 代表理事組合長○　○（以下「甲」という。）と《事業実施者を記載》●●漁業　役職氏名（以下「乙」という。）は、次のとおり請負契約を締結する。

記

（法令等の遵守）

1. 甲及び乙の双方は、法令を遵守し、かつ信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的及び内容）

1. 国の補助事業を適正かつ円滑に遂行するため、本事業で定められた大型クラゲ駆除指針（大型クラゲ被害防止検討委員会策定）に基づき、甲は、事業実施機関となり、乙を事業実施者として、乙の所有する漁船を用船し、大型クラゲが出現する●●県●●沿岸において、広域的な漁業被害防止の観点から底曳網漁船による洋上駆除を実施するものとする。

（履行期間）

1. 本契約は、令和●年〇月〇日から令和●年●月●日までとする。

（用船及び乗船員）

1. 洋上駆除を実施するために、甲は、乙から下記の底曳網漁船を用船し、乙は、これを甲の使用に供するものとする。

記***《２隻分を例示していますが、用船数に応じて作成のこと》***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 船名 |  |  |
| 漁船登録番号 |  |  |
| 総トン数 |  |  |
| 乗員作業員数（予定） |  |  |
| 所有者氏名 |  | |
| 所有者住所 |  | |
| 洋上駆除実施海域 | ●●市●●沖から●●町●●沖《または海区番号》 | |

２　　乙は、大型クラゲの駆除作業を行う駆除要員を乗船させ、通常の漁獲活動とは完全に分離して、洋上駆除を実施するものとする。

３　　乙は、本契約書の締結時に用船の乗員作業者の名簿を甲に提出するものとし、洋上駆除を記載した要員で実施するものとする。期間中に記載した要員のうち、事情により乗船できない者が出た場合や期間中に変更がある場合は、速やかに変更の名簿を提出するものとする。

（実施期間）

1. 本事業の洋上駆除開始日及び終了日は、甲の指示に従うものとする。

２　　前項の期間が大型クラゲの出現状況等により、実施期間に変更が生じる場合、甲と協議を行い、甲の指示に従うものとする。

（用船料）

1. 甲は、乙に対し用船料として、大型クラゲ緊急対策事業実施細則（水産業・漁村活性化推進機構制定）に基づき支払うものとする。
   1. 底曳網漁船における用船は、原則、一日出動当たり８時間とする。一日出動とは、用船の出港（準備含む）から駆除作業を行い、帰港（片付け含む）までの時間（休憩1時間程度含む）とする。
   2. 用船料は、下表の用船料基本単価に第４条３項に係る作業員数に応じて用船料を支払うものとする。なお、15トン未満《及び》《または》《15トン以上》の各用船料には上限額を設けるものとする。

底曳網15トン未満の用船料基本単価（税抜価格）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 15㌧未満の用船 | | 一日出動当たりの単価  上限額 | 備　考 |
| 用船料 | | 67,200円 |  |
| 内訳 | 船舶使用料 | 42,000円 | 一日出動当たり8時間以上 |
| 労賃相当費 | 25,200円／人 | 作業員5人を上限とする |

底曳網15トン以上の用船料基本単価（税抜価格）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 15㌧以上の用船 | | 一日出動当たりの単価  上限額 | 備　考 |
| 用船料 | | 79,200円 |  |
| 内訳 | 船舶使用料 | 54,000円 | 一日出動当たり8時間以上 |
| 労賃相当費 | 25,200円／人 | 作業員6人を上限とする |

**上表は必要に応じてどちらか削除**

２　　燃油費は、実費補助とする。駆除作業に対し補助するため、駆除作業出動前に燃油を満タン状態に給油しておき、作業完了時に消費分を補給する満タン返し方式とする。また、船主名及び燃油量等を明記した伝票類を甲に提出するものとする。

３　　出港後の天候の急変等の不可抗力等により帰港せざるを得なくなり、一日出動当りの作業時間が規定の半分以内となった場合の用船料は、船舶使用料を据え置き、労賃相当費を１人当たり１時間3,150円で実働時間に応じて算出するものとする。なお、出動に当たっては、海難事故等が発生しないように出港前に当日の気象情報を十分に確認し、救命胴衣の着用等の安全対策を徹底することとする。

４　　用船料に係る消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和６３年法律第１０８号)第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法(昭和２５年法律第２２６号)の第７２条の８２及び第７２条の８３の規定により算出するものとする。なお、この契約の締結後、消費税法の改正に伴い消費税及び地方消費税の変動が生じた場合は、甲はこの契約を何ら変更することなく、相当額を含めて支払うものとする。

（駆除実施の報告）

1. 本事業の実施にあたり、大型クラゲ駆除計画に基づき、事業開始時期について甲及び乙、関係機関と協議を行い、甲は、所定様式で特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構に報告するものとする。

２　　乙は、洋上駆除を実施した日毎に、甲が指定する駆除日誌（当該事業の報告様式）を作成し、甲に提出するものとする。また、原則、次の写真を撮影し、駆除日誌と併せて速やかに甲に報告するものとする。その他、作業者月報（当該事業の報告様式）を作成し月毎に甲に提出するものとする。

* + 1. 作業船出港時の写真（船名、漁船登録番号、何名乗船しているかがわかるもの。）
    2. 駆除漁具等を使用した駆除状況、大型クラゲの写真
    3. 作業船帰港時の写真（何名乗船しているかがわかるもの。）

（用船料等の精算）

第８条　　甲は、前条の写真及び駆除日誌、作業者月報などを審査し、適正と認められたときは、用船料等の金額を確定し速やかに乙にその金額を提示し、乙は用船料等の請求書を甲に提出するものとする。

２　　甲は、「乙」の指定する口座への振り込み、または現金による支払いもできることとする。乙は領収書を甲に提出するものとする。なお、振り込みの手数料がかかる場合は甲が負担するものとし、用船料から差し引くことを禁じることとする。

３　　甲は、請求書を受け取ったその日から●●日以内に、乙に支払わなければならないものとする。

（履行遅滞）

第９条　　甲は、故意又は過失により支払期日までに用船料を支払わなかった場合には、完済の日まで法定の遅延利息を乙に支払うものとする。

（用船料の減額）

第10条　乙の責に帰すべき者の故意又は重大な過失により運行を中止したときは、甲との協議の上、その中止した日数に応じた日割計算により算出した金額を用船料から減ずるものとする。

（不可抗力の免責等）

第11条　用船の天災その他不可抗力による損害に対しては、甲は損害賠償の責に任じない。

２　　不可抗力により、用船が事業期間を残して使用不能となった場合には、速やかに甲に報告し、甲及び乙の協議の上、係る用船を終了するものとする。

３　　前項の場合、甲は、実際に運航した日までの用船料を乙に支払うものとする。

４ 　 乙又は乙の責に帰すべき者の故意、過失により第３者に与えた損害については、乙が負担するものとする。

（解除）

第12条　甲は、次に揚げる場合には、本契約を解除することができるものとする。

　　　①　乙が、本契約の条項に違反したとき。

　　　②　請負業務の遂行にあたり、乙の責に帰すべき事由によって甲または他の第三者に損害を与えたとき。

　　　③　甲の信用を失墜するような行為があったとき。

　　　④　乙が、甲の承諾を得ないで請負業務を第三者に請負し、もしくは請け負わせ、又は本契約に生じた権利、若しくは義務を第三者に譲渡したとき。

　　　⑤　乙が、請負業務の執行が困難になったこと、その他やむを得ない事由により、本契約の解除を甲に申し入れたとき。

　　　⑥　その他乙に請負することが不適当と認めたとき。なお、甲が上記①から⑥により本契約を解除したときは、乙は甲に対して損害の賠償を求めることが出来ないものとする。

（費用の返還）

第13条　甲は、乙が用船料の受領をしたのち、本契約上の義務不履行又は重大な過失が認められた場合は、乙は、請負料の全額を甲へ返還しなければならない。

（事情変更）

第14条　 経済事情その他契約締結当時の事情に著しい変化が生じたときは、甲及び乙は協議の上、この契約の内容を変更することができる。

（別途協議）

第15条　各条項について疑義が生じた場合においては、相互で協議を行い、誠意を持って解決するものとする。なお、この契約に規定されない事項について取り決める場合は、別途、覚書により補完するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し各自署名捺印のうえ、各々その１通を保有する。なお保有期間は、当年度の翌年度から起算して５ヵ年保管するものとする。

令和○年○月○日

甲　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　○○漁業協同組合　代表理事組合長　○○○○

乙　　　住所

　　　　　　　　　　氏名